

## 大熊町坂下ダム小水力発電等可能性調査業務委託

## 質問回答書

No	資料名称	頁	該当箇所	質問内容	回答
1	実施要領	1	2 (3)	期間を延長することは可能でしょうか。(少なくとも年間を通した測水データが必要のため。)	今年度中の調査とします。なお、町が保持する流入量、流出量データ等については、契約締結後に提供します。
2	実施要領	2	3 (1) ⑦	企業としてのプレスリリースを以て充足しますでしょうか。(どういった照明書類が必要でしょうか)	関連する事業についての事業報告書などをご提出ください。
3	実施要領	2	4 (1) (イ)	大熊町様の他、何方との調整が必要になりますか。(漁業組合様、個人様、等)	主として福島県及び東京電力、その他の水利権者になります。 水利権者の調査及び調整について、委託内容に含まれております。
4	実施要領	3	4 (2)	フロート型太陽光発電は必須でしょうか。(小水力発電の可能性調査のみでの応募は可能でしょうか。)	フロート型太陽光発電は必須となります。 小水力発電の可能性調査のみでの応募は不可です。

5	実施要領	3	4	(4)			提案時に「(4)基本設計必要図書の作成」とありますが、企画提案時における作成図書としてどのようなものを想定されておられるのでしょうか。	成果物として作成する書類のリストや項目など、企画提案者が考え得る基本設計に必要な図書を提案ください。
6	実施要領	4	(4)	(ウ)	①		(4)企画提案書について、枚数制限はありますか。またA4横でパワーポイント形式での提案書でもよろしいでしょうか。	枚数制限はありませんが、指定のプレゼン時間に収めるようご注意ください。審査委員会用のデータについては、PDF形式でご提出ください。
7	仕様書	1	3	(1)	①		坂下ダムにおける水の流入量および流出量は、管理者から提供頂けるものとしてよろしいでしょうか。(参考報告書では、0.4m <sup>3</sup> /s,5m <sup>3</sup> /s,6m <sup>3</sup> /s,基準年(H.19)の95日流量相当となっています。)	契約締結後に提供します。企画提案段階では福島県報告書を参考としてください。
8	仕様書	1	3	(1)	①		小水力発電導入に関する先行事例については、分水槽を利用した先行事例のみの調査でよろしいでしょうか。	サイフォンにより新たにバイパス水路を整備してその間に発電機を設置し、分水槽に戻すパターンなど他の事例も含め調査するものとします。
9	仕様書	7	(1)	⑤			『⑤(特許権、実用新案権、意匠権、プログラ)で文章が切れている様です。続きご教授願います。	『⑤本業務委託により得られた知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、プログラム、データベースに関わる著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等)は発注者に帰属する。』が正しい表記となります。⑥は削除いたします。

10	その他						ダムからの放水の権限は何方に帰属しますでしょうか。	ダム所有者である福島県及びダム管理者である大熊町との協議が必要となります。
11	その他						過去の放水(流量)データを開示いただくことは可能でしょうか。	契約締結後に提供します。